

八尾市告示第433号

令和8年度八尾市個人住民税当初特別徴収税額決定通知書等製本・圧着・封入封緘業務等について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和7年9月18日

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 入札に付すべき事項

(1) 件名及び履行期間

件 名	履行期間
令和8年度八尾市個人住民税当初特別徴収税額決定通知書等製本・圧着・封入封緘業務（以下「住民税当初特別徴収業務」という。）	令和8年4月28日から 同年5月18日まで
令和8年度八尾市個人住民税当初普通徴収納税通知書等製本・封入封緘業務（以下「住民税当初普通徴収業務」という。）	令和8年5月8日から 同年6月4日まで
令和8年度八尾市個人住民税例月普通徴収納税通知書等製本・封入封緘及び例月特別徴収税額変更通知書等製本・圧着業務（以下「例月徴収業務」という。）	令和8年4月3日から 同年12月26日まで
令和8年度八尾市軽自動車税（種別割）納税通知書等封入封緘業務（以下「軽自動車税業務」という。）	令和8年4月17日から 同月27日まで

備考 入札は、この表の左欄に掲げる業務ごとに行うものとする。

- (2) 業務内容 各業務の仕様書に定めるとおり。
- (3) 履行場所 各業務の仕様書に定めるとおり。
- (4) 入札回数 いずれも3回打切りとする。
- (5) 支払条件 各業務の仕様書に定めるとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）において、取扱業種が大分類「その他」小分類「封入・封緘業務」で登録されていること。
- (2) 令和5年度以降において、国、都道府県又はおおむね人口10万人以上の市との間で租税、国民健康保険料、介護保険料その他これらに類するものに係る通知書等の封入封緘及び製本（軽自動車税業務にあつては、封入封緘）に係る業務の契約を2回以上締結し、これらを全て履行した実績を有していること。
- (3) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）及び本件入札に係る業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）を受けていないこと。
- (4) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格審査申請書等の様式

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに条件付一般競争入札参加資格審査申請書及び類似業務実績調書の様式を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

4 封入物見本

各仕様書記載別添資料（封入物見本）については、公告の日から令和7年10月14日までの間、以下の場所で閲覧することができる。

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館2階

八尾市財政部市民税課

5 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、複数の業務に係る入札に参加を希望する者であっても、申請書類の様式は、1事業者につき1件で行うことができるものとしているので、申請書類の提出は1部となる。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 類似業務実績調書及び業務実績を証明する契約書（請書による契約締結の場合には、注文書及び請書）等の写し

- (2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参して提出しなければならない。

6 入札参加資格審査申請受付

- (1) 受付期間 公告の日から令和7年10月3日までの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (2) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館2階

八尾市財政部市民税課

7 入札参加資格審査の結果通知

申請書類により入札参加資格を審査し、その結果については令和7年10月7日までに電子メールにより通知する。なお、入札参加資格を認められなかった者に対しては、理由を付して通知する。

8 仕様書及び質問書等の様式

仕様書並びに質問書、入札書、入札金額内訳書、委任状及び入札辞退届の様式を公告の日から令和7年10月14日までの間に本市のホームページに掲載する。

9 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に対する質問は、電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認

のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 公告の日の翌日から令和 7 年 9 月 29 日午後 5 時まで

イ 電話連絡時間 公告の日の翌日から令和 7 年 9 月 29 日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

ウ 問合せ先

八尾市財政部市民税課

電子メールアドレス sizei@city.yao.osaka.jp

電話 072-924-3822（直通）

(2) 受け付けた質問及びその回答は、令和 7 年 10 月 1 日までに本市のホームページ上にて公開する。

10 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所本館 2 階

八尾市財政部市民税課

11 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札参加停止措置、入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者

(2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けていないもの

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けていないもの

12 入札執行の日時及び場所

件 名	日 時	場 所
-----	-----	-----

住民税当初特別 徴収業務	令和7年10月14日(火) 午後3時30分	八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館4階 入 札室
住民税当初普通 徴収業務	同日午後3時45分	
例月徴収業務	同日午後4時00分	
軽自動車税業務	同日午後4時15分	

13 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合には、これを免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額（税込）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

14 入札の中止等

- (1) 入札に参加する者の数が2に満たない場合は、入札を中止する。ただし、再度入札（建設工事等競争入札心得第9条第1項に規定する再度入札をいう。）を行う場合にあっては、これに参加する者の数が1であっても、これを行うものとする。
- (2) その他入札の中止等については、建設工事等競争入札心得第5条に定めるところによる。

15 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。
 - ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。
 - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であること。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

16 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は建設工事等競争入札心得第7条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

17 契約の締結

入札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、入札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額（税込）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

18 その他

入札の参加人数は、1事業者1人とする。

19 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市財政部市民税課

電子メールアドレス sizei@city.yao.osaka.jp

電話 072-924-3822（直通）